

令和 8 年度臨床研修病院の募集定員について (令和 6 年度第 3 回地域医療対策協議会後)

令和8年度臨床研修病院の募集定員について

(1)国から提示された募集定員配分可能数の範囲内で定員を配分する。

国から提示された募集定員配分可能数 105名

(2)各病院の募集定員は、過去3年間の研修医受入実績の最大値（以下、「基本定員」という。）と、各病院が希望する募集定員（以下、「希望定員」という。）とを算定根拠として設定することとする。

病院名	R4	R5	R6	R8基本定員	R8希望定員
	研修者数	研修者数	研修者数		
秋田大学医学部附属病院	5	3	3	5	16
市立秋田総合病院	7	6	6	7	10
秋田赤十字病院	9	9	10	10	10
秋田県厚生連 秋田厚生医療センター	9	12	2	12	10
中通総合病院	3	8	6	8	8
大館市立総合病院	7	9	9	9	9
大館市立総合病院(地域医療重点プログラム)	0	0	0	0	2
秋田県厚生連 能代厚生医療センター	2	0	2	2	5
秋田県厚生連 由利組合総合病院	8	9	8	9	8
本荘第一病院	0	0	1	1	3
市立角館総合病院	2	2	1	2	2
秋田県厚生連 大曲厚生医療センター	6	3	7	7	8
市立横手病院	4	4	3	4	4
秋田県厚生連 平鹿総合病院	4	6	5	6	8
秋田県厚生連 雄勝中央病院	0	2	0	2	2
合計	66	73	63	84	105

基本定員 84名 < 募集定員配分可能数105名

希望定員 105名 = 募集定員配分可能数105名

令和8年度臨床研修病院の募集定員について

(3)各病院の基本定員の合計及び希望定員の合計のいずれもが、国から提示された募集定員配分可能数の範囲内になったため、令和6年度第3回協議会での協議を経て、各病院の希望定員を、募集定員として設定した。

病院名	R8募集定員 (R6年度第3回 協議会)
秋田大学医学部附属病院	16
市立秋田総合病院	10
秋田赤十字病院	10
秋田県厚生連 秋田厚生医療センター	10
中通総合病院	8
大館市立総合病院	9
大館市立総合病院(地域医療重点プログラム)	2
秋田県厚生連 能代厚生医療センター	5
秋田県厚生連 由利組合総合病院	8
本荘第一病院	3
市立角館総合病院	2
秋田県厚生連 大曲厚生医療センター	8
市立横手病院	4
秋田県厚生連 平鹿総合病院	8
秋田県厚生連 雄勝中央病院	2
合計	105

※左記、募集定員は各病院に意向確認を行った結果を反映したものであり、各病院から変更希望があった場合は、希望定員募集定員配分可能数の範囲内であれば変更を承認することとします。

令和8年度臨床研修病院の募集定員について

(4)令和6年度第3回協議会での協議後、2病院から変更希望があったが、国から提示された募集定員配分可能数の範囲内であるため、募集定員を次のとおり設定する。

病院名	R8募集定員 (協議会后)
秋田大学医学部附属病院	16
市立秋田総合病院	10
秋田赤十字病院	10
秋田県厚生連 秋田厚生医療センター	10
中通総合病院	8
大館市立総合病院	9
大館市立総合病院(地域医療重点プログラム)	0
秋田県厚生連 能代厚生医療センター	5
秋田県厚生連 由利組合総合病院	6
本荘第一病院	3
市立角館総合病院	2
秋田県厚生連 大曲厚生医療センター	8
市立横手病院	4
秋田県厚生連 平鹿総合病院	8
秋田県厚生連 雄勝中央病院	2
合計	101

●協議会後の募集定員

- ・大館市立総合病院の地域医療重点プログラムの休止による定員の減員
(△2名)
- ・由利組合総合病院の定員の減員
(△2名)
- ・募集定員全体で4名の減員
(105名→101名)

※左記、募集定員は各病院に意向確認を行った結果を反映したものであり、今後、各病院から変更希望があった場合は、希望定員募集定員配分可能数の範囲内であれば変更を承認することとします。

令和8年度臨床研修病院の募集定員について

参 考

臨床研修病院の募集定員設定に関する本県の考え方については、令和2年度に以下の考え方を説明し、ご承認をいただいたところです。

臨床研修病院の募集定員設定に関する考え方(令和2年度協議済内容)

基本的に、令和2年度までの定員設定に関する国の考え方を踏襲し、以下の手順により定員を設定します。

- (1) 国から提示された募集定員配分可能数の範囲内で定員を配分する。
- (2) 各病院の募集定員は、過去3年間の研修医受入実績の最大値(以下、「基本定員」という。)と、各病院が希望する募集定員(以下、「希望定員」という。)とを算定根拠として、設定することとする。
- (3) 各病院の基本定員の合計及び希望定員の合計のいずれもが、国から提示された募集定員配分可能数を下回った場合は、各病院の希望定員を、募集定員として設定する。
- (4) 各病院の基本定員の合計が募集定員配分可能数を下回ったものの、各病院の希望定員の合計が募集定員配分可能数を上回った場合は、基本定員数を確定値としつつ、追加配分枠については、地域医療対策協議会において、地理的条件その他地域の実情を勘案し、募集定員の調整について協議することとする。
- (5) 各病院の基本定員の合計及び希望定員の合計のいずれもが、国から提示された募集定員配分可能数を上回った場合は、地域医療対策協議会において、基本定員数を基に、地理的条件その他地域の実情を勘案し、募集定員の調整について協議することとする。